

答 申

1 審査会の結論

佐賀県知事（以下「実施機関」という。）が令和 4 年 3 月 1 日付けで行った公文書部分開示決定において非開示とした部分のうち、「筆界未定調書」及び「不存在調書」に記載された地番及び所有者の氏名は開示すべきであるが、その余の部分開示決定は妥当である。

2 審査請求に至る経過

（1）公文書の開示請求

審査請求人は、令和 4 年 2 月 16 日付けで佐賀県情報公開条例（昭和 62 年佐賀県条例第 17 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、実施機関に対して「令和 3 年 4 月 15 日付土対第 120 号の回答に関する起案から決裁までに関する文書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

実施機関は、本件開示請求に対し、請求に係る公文書には、他の公文書部分開示決定において非開示とした情報が含まれるとして、条例第 10 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 1 日付けで公文書部分開示決定を行った。

（2）審査請求

審査請求人は、実施機関が令和 4 年 3 月 1 日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、令和 4 年 3 月 8 日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、審査請求書において概ね次のとおり主張している。

（1）実施機関が請求人に対して令和 4 年 1 月 27 日に送付した法人の役員が開示された際の起案文書が欠如している。

（2）筆界未定調書に記載されている当時の筆界未定地域の地番及び土地所有者の氏名は、法務局において何人でも閲覧できる情報であり、情報公開条例第 6 条第 2 号のただし書きアにおいて、非開示情報から除外されているにも関わらず、非開示となっている。

（3）条例第 6 条第 2 号ただし書きエにおいて、公務員の職務遂行情報は非開示情報

から除外されているにも関わらず、役場職員の氏名が非開示となっている。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書において述べている主張は、概ね次のとおりである。

- (1) 令和4年1月27日に送付した書類に係る起案文書は、本件開示請求の対象となる公文書ではない。
- (2) 筆界未定調書に記載の地番及び所有者氏名は、特定の個人が識別できるため、条例6条第2号の個人に関する情報に該当すると判断し、非開示とした。  
なお、令和3年4月15日付け土対第120号で部分開示決定を行った「特定市町から受理した昭和49年地籍調査に関する認証請求書」にある筆界未定の場所を調べることは、容易な作業ではないと判断し、条例第6条第2号の「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」には該当しないと考える。
- (3) 令和3年4月15日付け土対第120号の公文書部分開示決定当時は、条例第6条第2号エの地方公務員であるか否かについて、関係市町への聞き取りでは確認できなかったため、条例第6条第2号の個人に関する情報に該当するとして非開示としている。

#### 5 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び実施機関の主張を踏まえて審査した結果、次のとおり判断した。

##### (1) 対象公文書について

審査請求人は公文書の特定が不十分であると主張しているのに対して、実施機関は公文書の特定は妥当であると主張していることから、本件開示請求の対象となる公文書についての検討を行った。

本件開示請求は、「令和3年4月15日付け土対第120号の回答に関する起案から決裁までに関する文書」である。これは、令和3年4月2日付けで審査請求人自身が行った「特定市町から受理した認証請求書」の開示請求に対し、実施機関が実際に処理した一連の文書の開示を請求するものである。

したがって、審査請求人が主張する実施機関が令和4年1月27日に送付した文書に係る起案は、本件開示請求の対象となるものではなく、実施機関が行った公文書の特定は妥当である。

##### (2) 非開示情報の該当性について

審査請求人は、実施機関が公文書部分開示決定において個人に関する情報に該

当するものとして非開示とした情報には、条例第6条第2号ただし書アに規定する何人でも閲覧できる情報及び条例第6条第2号ただし書エに規定する公務員の職務遂行情報に係る公務員の氏名が含まれているため、開示しないことは不当であると主張している。

一方で、実施機関は、審査請求人が開示を求めている部分は、個人に関する情報であり、また、条例第6条第2号ただし書ア及び同号ただし書エに該当しないため、非開示としたことは妥当であると主張している。

そこで、審査会において対象となる公文書を確認したところ、上述のとおり、本件開示請求の対象公文書は、審査請求人自身が過去に行った公文書開示請求に対して実施機関が行った処理文書であり、これには「特定市町が行った認証請求書」が含まれている。この認証請求書とは、国土調査法（昭和26年法律第180号）に基づき、市町村が実施する地籍調査について、国に対して認証を求める際に都道府県に提出する文書である。当該文書には、地籍調査の結果、筆界が決まらなかった筆界未定地の地番及び当該土地所有者の氏名が記載された「筆界未定調書」、調査の結果実在しなかった土地の地番及び当該土地所有者の氏名が記載された「不存在調書」等が含まれている。

条例では、開示請求のあった公文書に非開示情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないとされており、条例第6条の規定により、同条第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）で特定の個人を識別することができるもの」については非開示となるが、同号ただし書に該当する情報については個人情報であっても開示となる。

この開示・非開示の判断は、文書の様式及び体裁並びに作成主体、文書に記載された内容及び情報の性格等も考慮して、一般的かつ客観的に行うべきものであり、この考え方のもと、条例第6条第2号ただし書ア及びエへの該当性について、特に検討することとする。

#### ア 条例第6条第2号ただし書アへの該当性

審査請求人は、実施機関が「筆界未定調書」に記載された個人所有者の地番及び氏名を非開示としていることに対して、これらの情報は、法務局において何人でも閲覧できるものであり、個人に関する情報として非開示とすることは不当であると主張しているため、この点について検討する。

不動産の所有者の住所及び氏名は、不動産登記法（平成16年法律第123号）の規定に基づき、登記された情報の一つとして何人でも閲覧できる情報であり、これは実施機関が非開示としている地番及び所有者の情報にある地権者の氏名の部分と同様の内容である。

また、実施機関は、法務局において筆界未定となった土地を閲覧するための情報を取得することの困難性を理由に非開示とした旨を主張しているが、この開示・非開示の判断は、上述のとおり、一般的かつ客観的に行われるべきもの

であって、個別の事案における情報の取得の具体的な難易によって左右されるべきものではない。

なお、当該地権者の氏名が開示されることで、筆界未定等の土地の所有者であるという個人情報明らかになることから、個人情報の保護の観点からも検討したが、法務局等の登記所には、登記された情報とともに、不動産登記法第14条に規定する地図及びそれに準ずる図面（以下「14条地図等」という。）も備え付けられており、その情報は何人でも取得でき、また、筆界未定の地番が記載された14条地図等の取扱いがそれ以外のものと区別されているわけでもない。

したがって、「筆界未定調書」及び「不存在調書」に記載されている個人が所有する土地の地番及び氏名については、条例第6条第2号アに規定する法令に基づき何人でも閲覧できる情報に該当するため開示すべきものであり、この点において実施機関の決定は妥当ではない。

#### イ 条例第6条第2号ただし書エへの該当性

審査請求人は、実施機関が対象公文書に記載のある氏名の一部を非開示としていたことに対して、この情報は、公務員の職務遂行に係る氏名であり、個人に関する情報として非開示とすることは不当であると主張しているため、この点について検討する。

公務員の職務遂行情報に係る職及び氏名並びに当該職務遂行の内容は、非開示情報から除かれており、この開示・非開示の判断は、上述のとおり、一般的かつ客観的に行われるべきものである。

対象公文書を確認すると、例えば、起案用紙といわれる実施機関が意思決定を行った文書にある氏名など一見して明らかに公務員の職務遂行情報に該当すると判断できるもの、あるいは、当該公文書中には町長の肩書とともに氏名が記載された部分があって、その者の氏名が公務員であることは明らかであり、また、一般的に同じ機会に作成された公文書にある同じ氏名の者が別人であることは考え難いものなどは、公務員の職務遂行情報に該当するものと判断できる。

しかしながら、対象公文書中にある氏名を記載する欄には、公務員の氏名のみならず、調査に関与した民間の事業者の職員の氏名が記載されている部分もあり、実施機関が非開示と判断した氏名の該当部分については、公務員以外の氏名である可能性を否定できないため、当該氏名を非開示とした実施機関の決定は妥当である。

以上のことから、「審査会の結論」のとおり判断した。

## 6 審査経過

審査会の審査経過は、次のとおりである。

年 月 日	審 査 経 過
令和4年6月17日	・ 諮問実施機関から諮問書を受理
令和4年6月28日 (令和4年度第3回審査会)	・ 審 議
令和4年7月6日 (令和4年度第4回審査会)	・ 審 議
令和4年7月20日 (令和4年度第5回審査会)	・ 審 議
令和4年9月30日	・ 答 申

(参考)

調査審議した佐賀県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名 等	備 考
池田 宏子	佐賀女子短期大学非常勤講師	会長職務代理者 ※令和4年度第4回 及び第5回審査会 のみ参加
實原 隆志	福岡大学法学部 教授	
原 まさ代	(公社) 全国消費生活相談員協会参与	
古川 千津子	税理士	
松尾 弘志	弁護士	会長